

藤井寺市公共施設等の受動喫煙防止対策ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、たばこの煙がたばこを吸う人だけでなく、周りの人の健康にも悪影響を及ぼすことが明らかになっており、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 25 条及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 68 条の 2 の規定に基づき、多数の者が利用する施設の管理者及び事業者に課せられた義務を果たすため、市の管理する施設等における受動喫煙防止対策を明らかにすることにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防ぐことを目的とする。

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）

第 25 条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

第 68 条の 2 事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 定義

- (1) たばこ たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 3 号に規定する製造たばこ又は同法第 38 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品で喫煙用のもの（紙巻きたばこ、葉巻、加熱式たばこなど）
- (2) 受動喫煙 室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。
- (3) 施設管理者 対象施設を管理する課等の長
- (4) 建物内全面禁煙 建物内（屋上、ベランダ、非常階段等を含む。）における喫煙を全面的に禁止すること。
- (5) 敷地内全面禁煙 当該施設を構成する建物及び敷地における喫煙を全面的に禁止すること。
- (6) 車内全面禁煙 車両内における喫煙を全面的に禁止すること。

3 対象施設

- (1) 建物の形状を有する市有施設及び市管理施設
- (2) 市有及び市管理の屋外施設（公園、運動広場等）
- (3) 市有及び市管理の車両

4 基本指針

- (1) 対象施設においては、受動喫煙防止対策を講ずるものとする。
- (2) 対象施設においては、可能な限り、受動喫煙防止に最も効果的な「敷地内全面禁煙」を目指すものとする。
- (3) このガイドラインは、今後の国における受動喫煙防止対策の動向及び「藤井寺市健康増進計画（第2次）・食育推進計画」の改定等により、必要に応じ見直すものとする。

5 受動喫煙防止対策

- (1) 対象施設の受動喫煙防止対策としては、「建物内全面禁煙」及び「車内全面禁煙」によるものとする。なお、妊婦、子ども、病気の方など相当数の健康上配慮を要する者が利用する施設は、「敷地内全面禁煙」によるものとする。
- (2) 建物内全面禁煙
 - ア 建物内禁煙を実施する対象施設においては、建物の外に喫煙可能区域を設けるものとする。
 - イ 喫煙可能区域の設置においては、対象施設の出入口付近等から極力 30 メートル以上離すものとする。また、通路となるところに設置しないこと。なお、出入口付近等に接して喫煙可能区域としている場合は、建物内喫煙と同様の状況と判断する。
 - ウ 喫煙可能区域を設置することが困難な場合は、当該施設は「敷地内全面禁煙」とする。
 - エ 喫煙可能区域を設置した場合は、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、喫煙可能区域にたばこを吸わない人が立ち入ることのないようポスター等を掲示するなど必要な措置を講ずること。
- (3) 敷地内全面禁煙
 - ア 建物を含む敷地内（駐車場、駐輪場等含む。）を禁煙とし、喫煙場所は設置しない。
 - イ 受動喫煙防止対策として最も有効な方法であり、設備が不要で、維持管理費もかからない。
 - ウ 敷地内・建物内ともに禁煙であることをポスター等で周知するなど必要な措置を講ずること。
- (4) 公園、運動広場等の屋外施設については、たばこの煙の影響だけでなく、やけど等の危険防止、環境美化、火災防止などの観点から、原則「敷地内全面禁煙」とする。ただし、たばこの煙がたばこを吸わない人及び近隣住宅等に及ばないよう十分な受動喫煙防止対策を講ずることにより喫煙可能区域を設置することができる。
- (5) 対象施設と受動喫煙防止対策

対象施設		受動喫煙防止対策
保健・医療施設	保健センター 市民病院 休日急病診療所	敷地内全面禁煙
教育施設	小学校 中学校 幼稚園	
子育て支援施設	保育所 こども園 放課後児童会	
庁舎等	本庁 支所	建物内全面禁煙
行政施設	清掃作業所 都市整備部詰所	（喫煙専用室設置も不

文化施設	市民総合会館（本館・別館・分館） 図書館	可） ※喫煙可能区域を設置 することが困難な場合は、 敷地内全面禁煙 ※現在敷地内全面禁煙 としている施設（*）は、 引き続き敷地内全面禁 煙
スポーツ施設	市民総合体育館 市民プール スポーツセン ター	
福祉施設	老人福祉センター 福祉会館 福祉作業所	
教育施設	生涯学習センター	
文化財施設	城山古墳ガイダンス棟 発掘調査整理室* 文化財収蔵庫	
駐車場・駐輪場	藤井寺駅南駐輪・駐車場 土師ノ里駅前駐 輪場	
火葬場	市営火葬場*	
ポンプ場	小山雨水ポンプ場 北條雨水ポンプ場*	
浄・配水施設	道明寺浄水場 船橋浄水場 野中配水場	
消防施設	消防団車庫	
その他	元市民病院医師公舎 藤井寺西小学校西 側倉庫（旧選管倉庫）	
屋外施設	公園 運動広場 大井テニスコート* 古墳 遺跡など	原則敷地内全面禁煙 （喫煙可能区域設置は 可） ※火気使用禁止の場合 は敷地内全面禁煙 ※現在敷地内全面禁煙 としている施設（*）は、 引き続き敷地内全面禁 煙
公用車	市有及び市管理の全車両	車内全面禁煙

6 受動喫煙防止対策の推進

- （1） 施設管理者は、このガイドラインに基づき必要な受動喫煙防止対策を講じるとともに、市民や利用者に対し、受動喫煙による健康への悪影響とその防止の必要性を周知し、理解と協力を求めるものとする。
- （2） 職員及び利用者は、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響を十分認識し、このガイドラインを遵守しなければならない。
- （3） 市は、たばこの害や受動喫煙防止に関する情報を提供するとともに、禁煙サポートの推進など、様々な機会を通じて、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発を行うものとする。
- （4） 施設管理者は、敷地内外での喫煙状況の確認を行い、必要に応じて吸殻清掃等を行うものと

する。

- (5) 施設管理者は、受動喫煙防止対策を講じたことにより近隣から苦情を受けたときは、適切な対応を行うものとする。

7 実施時期

このガイドラインは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。